

## ■所得税等の申告について

次の所得がある方は、確定申告が必要な場合があります。

- ・自営業、農業などの収入（事業所得、農業所得）
  - ・空き地やアパート、貸間の収入など（不動産所得）
  - ・土地や建物などを売った収入（譲渡所得）
  - ・生命保険契約等の満期保険金等（一時所得）
  - ・給与を1カ所から受けて年末調整が済んでいる方で、給与所得や退職所得以外の合計所得が20万円を超える場合（20万円以下の場合でも市県民税の申告は必要）
  - ・令和2年中の給与収入金額が2,000万円を超える場合
- ※源泉徴収をされている方で医療費控除などの申告をされると、所得税が還付される場合があります。

## ■市県民税の申告について

令和3年1月1日現在、市内に住所があり前年中に所得があった方（確定申告をする方やサラリーマン等で確定申告の不要な方を除く）は、市県民税の申告が必要です。また、所得のない方でも国民健康保険や後期高齢者医療制度加入者は申告により保険税（料）が軽減される場合があります。なお、公的年金等の収入の合計金額

### ●事業所得の収支内訳書を事前に作成してください

事業所得等（営業・農業・不動産）の申告をされる方で申告会場への来場を予定されている方は、相談時間の短縮のため収支内訳書または青色申告決算書を事前に作成しておいてください。

### ●譲渡所得、青色申告、住宅ローン控除などの申告

土地・建物や株式等の譲渡所得、青色申告、繰越損失、雑損控除、住宅ローン控除（1年目）、相続税、消費税および地方消費税、贈与税の申告は、社税務署になります。消費税の相談をされる方は事前に課税・非課税および税率ごとに区分集計しておいてください。

### ●e-Taxで確定申告ができます

パソコン・スマホから電子申告（e-Tax）ができます。詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税等の確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です。また、公的年金等の収入金額が400万円以下でも医療費控除等がある場合は、市県民税の申告をしないと、それらが控除されずに令和3年度市県民税が計算されます。ご注意ください。

## ■申告による株式等の配当所得等の課税方式の選択について

特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡（源泉徴収有りの特定口座）に係る所得については、所得税15.315%と市県民税5%の合計20.315%の税率で源泉徴収（特別徴収）されています。

市県民税分の特定上場株式等の配当割額や株式等譲渡所得割額を確定申告することで市県民税の所得割から税額控除されます。一方で、申告不要とされている特定上場株式等の配当等を申告した場合、合計所得金額に算入さ

れ、扶養等の控除が受けられないことや、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等が上がるなどの影響が出る場合があります。

市県民税の納税通知書が送達される日までに、確定申告書とは別に市県民税申告書を提出することにより、所得税と市県民税で異なる課税方式を選択できます。（例：所得税で総合課税または申告分離課税で申告し、市県民税では申告不要制度を選択する等）

## ■要介護認定者のおむつ代の医療費控除・障害者控除

### ●要介護認定者に係る「障害者控除対象者の認定」

令和2年12月31日現在、要介護認定者で「主治医の意見書」から寝たきり状態や重度の認知症状等が6カ月以上継続していることが確認できる場合は、申請により市が「障害者控除対象者認定書」を発行します。  
※詳細は長寿介護課（☎④8788）にお問い合わせください。

### ●要介護認定者の「おむつ代」の医療費控除

医師の発行する「おむつ使用証明書」があれば医療費控除の対象になります。2年目以降は、要介護認定時の「主治医の意見書」で、該当する寝たきり度とおむつの使用を確認できる場合は、申請により市が「おむつ使用証明書」に代わる確認書を発行します。

## 令和2年分所得税・令和3年度市県民税から適用される主な改正

### ●基礎控除の見直し

- ①基礎控除額が10万円引き上げられました。
- ②合計所得金額が2,400万円を超える場合は控除額が3段階で減少し、2,500万円を超える場合は基礎控除の適用ができなくなりました。

### ●給与所得控除・公的年金等控除の見直し

給与所得控除の計算は以下のとおりとなります。

| 給与等の収入金額         | 給与所得控除額          |
|------------------|------------------|
| 162.5万円以下        | 55万円             |
| 162.5万円超 180万円以下 | その収入金額×40%-10万円  |
| 180万円超 360万円以下   | その収入金額×30%+8万円   |
| 360万円超 660万円以下   | その収入金額×20%+44万円  |
| 660万円超 850万円以下   | その収入金額×10%+110万円 |
| 850万円超           | 195万円            |



公的年金等控除の計算は以下のとおりとなります。

| 年齢    | 公的年金等の収入金額 (A)   | 公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額 |                       |                    |
|-------|------------------|------------------------|-----------------------|--------------------|
|       |                  | 1,000万円以下              | 1,000万円超<br>2,000万円以下 | 2,000万円超           |
| 65歳未満 | 130万円以下          | 60万円                   | 50万円                  | 40万円               |
|       | 130万円超 410万円以下   | (A) × 25% + 27.5万円     | (A) × 25% + 17.5万円    | (A) × 25% + 7.5万円  |
|       | 410万円超 770万円以下   | (A) × 15% + 68.5万円     | (A) × 15% + 58.5万円    | (A) × 15% + 48.5万円 |
|       | 770万円超 1,000万円以下 | (A) × 5% + 145.5万円     | (A) × 5% + 135.5万円    | (A) × 5% + 125.5万円 |
|       | 1,000万円超         | 195.5万円                | 185.5万円               | 175.5万円            |
| 65歳以上 | 330万円以下          | 110万円                  | 100万円                 | 90万円               |
|       | 330万円超 410万円以下   | (A) × 25% + 27.5万円     | (A) × 25% + 17.5万円    | (A) × 25% + 7.5万円  |
|       | 410万円超 770万円以下   | (A) × 15% + 68.5万円     | (A) × 15% + 58.5万円    | (A) × 15% + 48.5万円 |
|       | 770万円超 1,000万円以下 | (A) × 5% + 145.5万円     | (A) × 5% + 135.5万円    | (A) × 5% + 125.5万円 |
|       | 1,000万円超         | 195.5万円                | 185.5万円               | 175.5万円            |

### ●所得控除等の合計所得金額の要件の見直し

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴い、扶養控除等の適用や、市県民税の非課税基準に係る合計所得金額の要件が、それぞれ10万円引き上げられました。

### ●所得金額調整控除の創設

以下の場合、所得金額調整控除が適用され、給与所得金額から控除されます。

- ①給与等の収入金額が850万円を超え、以下のいずれかに当てはまる場合（上限15万円）
  - (1) 本人が特別障害者、(2) 特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる、(3) 23歳未満の扶養親族がいる
- ②給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有する場合（上限10万円）

### ●ひとり親控除の創設

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（合計所得金額が48万円以下）を有する単身者について、「ひとり親控除」（所得税35万円、市県民税30万円）が適用されます。これに伴い、寡婦控除（所得税27万円、市県民税26万円）についても一部要件等が変更となっています。

※ひとり親控除・寡婦控除ともに、所得制限（合計所得金額が500万円以下）があり、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」などの記載がある方は対象外。

※詳しくは国税庁、加西市ホームページをご覧ください。